

東京都市計画土地区画整理事業 足立東部土地区画整理事業の変更 〔東京都決定〕 〔総括図〕

- 地域地区の境界線のとおり
地域地区の境界線が不明な場合は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線とさせていただきます。
道路式で規定されている場合は、道路等の幅員から20mです。
（例）30—30m未満（道路等からの距離）
50—50m未満（道路等からの距離）
100—100m未満（道路等からの距離）
※ 市街地再開発地区の境界線は、原則として道路等の中心線から20mです。（千住南地区を除く）
- 日照規制による建築物の制限
原則として、地域地区の境界線と一致します。例外に該当する地区については、赤線及び赤字で、地域地区の境界線に示してあります。

地区計画等の区域

地区計画区域
防災地区整備地区計画区域
沿道地区計画区域
新たな形式敷地計画区域 （高度利用地区を含む）
高度利用地区

※ 詳細については裏面を参照して下さい。

凡例

	施行区域
	削除区域

日照規制による建築物の制限

用途地域	建ぺい率	建高制限 (m)	制限される距離(建築物からの距離) (m)	
			5m<L≤10m	10m<L
第一種低層住居専用地域	1.5	3.2	1-1) 3時間以上	2時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
第一種中高層住居専用地域	4.0	3.2	1-1) 3時間以上	2時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用地域	5.3	3.2	1-1) 3時間以上	2時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域	4.0	4.0	1-1) 4時間以上	2.5時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
第二種住居地域	6.5	4.0	1-1) 4時間以上	2.5時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
近隣商業地域	4.0	4.0	1-1) 4時間以上	2.5時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上
工業地域	6.5	4.0	1-1) 4時間以上	2.5時間以上
		4.2-5	1-2) 4時間以上	2.5時間以上

※ 原則として、商業・工業専用地域及び商業専用地域40%以上が指定されている地域、市街地再開発地区には、日照規制はありません。
※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超え、各階階高が地上1階以上の建築物、そのほかの地域においては、高さ15mを超える建築物が、上記の規制を受けず、※ 足立区の高度利用地区第一種指定区域「東芝148」

用途地域	記号	建ぺい率	建高制限	防火地区	用途制限	備考
第一種住居地域	100-1	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	100-2	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	100-3	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	100-4	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
第一種中高層住居専用地域	150-1	50	150	第一種	特定なし	高度利用地区
	150-2	50	150	第一種	特定なし	高度利用地区
	150-3	50	150	第一種	特定なし	高度利用地区
	150-4	50	150	第一種	特定なし	高度利用地区
第二種中高層住居専用地域	200-1	60	200	第二種	特定なし	高度利用地区
	200-2	60	200	第二種	特定なし	高度利用地区
	200-3	60	200	第二種	特定なし	高度利用地区
	200-4	60	200	第二種	特定なし	高度利用地区
第一種住居地域	300-1	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	300-2	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	300-3	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
	300-4	30	60	第一種	特定なし	高度利用地区
第二種住居地域	400-1	40	40	第二種	特定なし	高度利用地区
	400-2	40	40	第二種	特定なし	高度利用地区
	400-3	40	40	第二種	特定なし	高度利用地区
	400-4	40	40	第二種	特定なし	高度利用地区
近隣商業地域	500-1	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	500-2	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	500-3	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	500-4	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
商業地域	600-1	60	60	第三種	特定なし	高度利用地区
	600-2	60	60	第三種	特定なし	高度利用地区
	600-3	60	60	第三種	特定なし	高度利用地区
	600-4	60	60	第三種	特定なし	高度利用地区

用途地域	記号	建ぺい率	建高制限	防火地区	用途制限	備考
第二種商業地域 (特別工業地区)	700-1	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	700-2	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	700-3	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	700-4	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
第二種商業地域	800-1	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	800-2	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	800-3	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
	800-4	50	50	第三種	特定なし	高度利用地区
工業地域	900-1	30	30	第三種	特定なし	高度利用地区
	900-2	30	30	第三種	特定なし	高度利用地区
	900-3	30	30	第三種	特定なし	高度利用地区
	900-4	30	30	第三種	特定なし	高度利用地区
工業専用地域	1000-1	20	20	特定なし	特定なし	高度利用地区
	1000-2	20	20	特定なし	特定なし	高度利用地区
	1000-3	20	20	特定なし	特定なし	高度利用地区
	1000-4	20	20	特定なし	特定なし	高度利用地区

